

# 北海道冷凍空調設備工業会技能士会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 (名 称) 本会は北海道冷凍空調設備工業会技能士会(略称 道冷工技能士会)といい、北海道冷凍空調設備工業会(略称道冷工)技術法制委員会の傘下に位置づける。
- 第2条 (事務所) この会の事務所を、札幌市中央区大通西18丁目1番地27山京大通りビル302号北海道冷凍空調設備工業会(略称 道冷工)内におく。
- 第3条 (目 的) この会は、冷凍空気調和機器施工技能の研磨と資質の向上に努め、技能士の社会的地位の向上を図るとともに、社会の発展に寄与する事を目的とする。
- 第4条 (事 業) この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- ① 冷凍空気調和機器施工技能士の地位向上に関すること。
  - ② 技能士資格者の処遇確保、技能士重用制度の推進に関すること。
  - ③ 冷凍空気調和機器施工技能の調査研究に関すること。
  - ④ 技能検定制度に対する協力支援
  - ⑤ 関係官庁団体等との連絡調整
  - ⑥ その他、この会の目的達成のために必要な事業に関すること。

## 第2章 会 員

- 第5条 (会員の種別) この会の会員は、次の1種とする。
- ① 正会員
- 第6条 (会員の資格) この会の会員は北海道冷凍空調設備工業会の会員企業に所属する技能士とし、会員の資格は次の通りとする。
- ① 正会員は、技能士資格を有する者で会の目的に協力しようとする者。
- 第7条 (入 会) 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。
- 第8条 (会 費) 正会員は、次に定める会費を納入しなければならない、会費の変額は総会においてさだめる。
- ① 正会員の会費は年額2,000円とする
- 第9条 会員は、次の事項に変更があった場合は、ただちに会長に届け出なければならない。
- ① 所属会社
  - ② 自宅住所
  - ③ 氏 名
  - ④ 電話番号
- 第10条 (退 会) 会員は退会しようとする時は、書面でその主旨を会長に届け出なければならない。
- 第11条 (除 名) この会の次の各号の一に該当する行為があるときは、総会において4分の3以上の議決により除名する事ができる。ただし、総会の議決前に、その会員に弁明する機会を与えなければならない。
- ① この会の創立の主旨に反する行為をしたとき。
  - ② 会費の納入その他、会員の義務に違反したとき。
  - ③ この会の名誉を毀損し、または、信用を損なう行為をしたとき。
- 第12条 (会費等の不返還) 退会し、または、除名された会員が既に納入した入会金、会費その他会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員等

第13条（役員） この会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名（道冷工技術法制委員長が兼務する）
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事 若干名（内1名を専務理事・・・道冷工専務理事が兼務する）
- ④ 監事 若干名

第14条（役員を選任）

- ① この会の役員は、会総会において、副会長・理事（専務理事を除く）・監事を選出する。
- ② 副会長は理事の互選で行う。
- ③ 理事及び監事は、相互に兼ねることは出来ない。

第15条（職務）

- ① 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ定める順位に従いその職務を代行する。
- ③ 専務理事は、会長および副会長を補佐し、この会の業務を執行する。
- ④ 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- ⑤ 監事は、民法59条に規定する職務を行う。

第16条（役員任期）

- ① 役員任期は、2年とする。ただし補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- ② 役員は、解任される事がある。
- ③ 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（役員解任） 役員に、次の各号の一つに該当する事由があったときは、総会において3分の2以上の議決により、解任することが出来る。

- ① 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき。
- ② 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。
- ③ 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、その役員に解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

第18条（事務局）

1. この会の事務を処理するため、事務局を道冷工事務局内におく。
2. 事務局には職員若干名を起し、会長がこれを任命する。
3. 事務局の運営に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

### 第4章 会議

第19条（種別） この会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第20条（構成）

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。

第21条（権限）

1. 総会は、この会則に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。
2. 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - ① 総会に付議すべき事項。
  - ② 総会の議決した事項の執行に関する事項。
  - ③ その他総会の議決をしない会務の執行に関する事項。

## 第22条 (開催)

1. 通常総会は、毎年1月または2月に開催する。(道冷工通常総会開催時に開催)
2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - ① 会長または理事会が必要と認めたとき。
  - ② 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
  - ③ 民法第59条第4号の規定に基づいて、監事が招集するとき。
3. 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - ① 会長が必要と認めたとき。
  - ② 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

## 第23条 (招集)

1. 会議は、会長が招集する。
2. 会長は、前条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

## 第24条 (議長)

1. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第25条 (定足数) 会議は、その会議の構成員の2分の1以上の出席が無ければ開催することが出来ない。

第26条 (議決) 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところにする。

第27条 (書面表決等) 止むえない事由のため、会議に出席できない正会員または理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、またはほかの構成員を代理人として表決することが出来る。この場合、前26条の規定の適用については出席したものとみなす。

## 第28条 (議事録)

1. 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - ① 日時および場所
  - ② 正会員または理事の現在数
  - ③ 会議に出席した正会員または理事の数及び氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む)
  - ④ 開催非目的、審議事項及び議決事項
  - ⑤ 議事の経過の概要及び結果
  - ⑥ 議事録署名人の選任にかんする事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

第29条 (資産の構成) この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産。
- ② 入会金及び会費。
- ③ 寄付金。
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 資産から生じる収入。
- ⑥ その他の収入

第30条 (資産の管理) この会の資産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

- 第31条（事業計画及び予算） 会長は、事業計画及び収支予算を作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 第32条（事業報告及び収支決算） 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、次に掲げる書類を作成し監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- ① 事業報告
  - ② 収支決算書類
  - ③ 財産目録
- 第33条（報告） 会長は、法令の定めるところにより、主務官庁に所定の報告書等を提出しなければならない。
- 第34条（余剰金） 毎会計年度の決算の結果、余剰金を生じたときは、総会の議決を得てその金額を翌年度に繰り越すものとする。
- 第35条（会計年度及び事業年度） この会の会計年度及び事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更及び解散

- 第36条（会則の変更） この会則は、総会において、正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することが出来ない。
- 第37条（解散及び残余財産の処分）
1. この会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで、及び同上第2項の規定により解散する。
  2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第7章 雑 則

- 第38条（委任） この会則の施行について必要な事項は、会則に定めるもののほか理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 附 則

1. この会則は、平成21年1月23日より施行する。

# 入 会 申 込 書

北海道冷凍空調設備工業会

技能士会 会 長 殿

平成 年 月 日

氏 名 印

北海道冷凍空調設備工業会技能士会に入会致します。

自 宅 住 所	〒	
自 宅 電 話 番 号		
技 能 士 番 号		
所 属 会 社	社 名	
	代 表 者	印
	住 所	〒
	電 話 番 号	